



子どもたちの笑顔を守るために
11月は「児童虐待防止推進月間」

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098

虐待が始まるきっかけ

オレンジリボンには「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。



一人でも多くの人たちに「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのかを考える機会にしましょう。

ささいなきっかけで虐待は始まる
ことがあります。また、不安や心配
事が重なって虐待が起こりやすくな
ります。

● 子どもが泣きやまない、かんしゃくが激しいなど。
● 保護者の育児の負担が大きい、心身の体調が悪いなど。

保護者の方へ

子育てをしていれば、誰でも、時にはイラ立ちやストレスを抱えてしまうもの。自分だけで抱え込まず、相談してください。話を聞かせてください。一緒に考えます。

子どもの周囲にいる人へ

あなたの気づきが、保護者の支援につながります。虐待をしている保護者も、心の中では誰かに止めてもらいたい、助けてほしいと思っている場合があります。

連絡することで救えるのは子どもだけではありません。保護者を救う助けにもなります。

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟姉妹での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるうなど

虐待を受けた子どもは

- 身体の成長に影響
- 心の発達に影響
- 子どもの将来に影響

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体とするなど

ネグレスト

家に閉じ込める、乳幼児を家に残して外出、衣服の着替えや入浴など衣食住が極端に不適切など

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちはやく)

※お近くの児童相談所につながります。
※連絡された人の秘密は固く守られます。

連絡先

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

● 町健康福祉課子育て支援係 ☎ 34-2098

土・日曜日、祝日、夜間（午後 5 時 15 分～午前 8 時 30 分）

● 児童家庭支援センターあすか ☎ 44-5800

365 日 24 時間

● 県中央こども家庭相談センター ☎ 0742-26-3788

町長との対話の集会

田原本町タウンミーティング

広報課広報係 ☎ 34-2069

開かれた行政を推進し、住民参加のまちづくりを進めていくため、タウンミーティングを開催します。

この集会は、主要な施策などについて説明を行い、町政についてご理解を深めていただくとともに、町政に対するご意見などを承るために行うものです。

日時 **11月12日** (土) 午後 2 時～ (2 時間程度)

場所 青垣生涯学習センター 2 階研修室

対象 田原本北中学校区の人

申込不要

※北中学校区の人を対象に開催しますが、それ以外の人もご参加いただけます。

※満員になった場合、入場をお断りすることがあります。



▲記念切手の見本（実際はカラーです）

役場販売窓口 総合政策課（町役場2階）
役場販売時間 午前8時30分～午後5時
（土・日曜日、祝日を除く）
価格 1シート1,300円（82円切手10枚）

本町は、昭和31年9月30日に多村、川東村、平野村、都村、田原本町の5カ町村が合併し今年で60周年を迎えます。その節目を記念し、60年をしのぶ風景から現在に至る田原本の歴史を感じられる記念切手シートを作成しました。現在、町内の郵便局（簡易郵便局は除く）・町役場で販売しています。

ぜひこの機会にご購入ください。在庫がなくなり次第販売を終了しますのでご了承ください。

※郵便局の販売に関しては、郵便局に直接お問い合わせください。



▲日本郵便の矢崎近畿支社長（左）からフレーム切手を受け取る森町長

町内の郵便局（簡易郵便局は除く）・町役場で販売 田原本町合併60周年記念切手を 販売しています

総合政策課 ☎ 34・2083

「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」 2つの給付金の申請を受付しています

町臨時福祉給付金等給付事業実施本部 ☎ 33・9001

申請期限
12月26日(月)

（申請期限を過ぎると受付できません）

※窓口は込み合う場合がありますので、郵送での申請をお願いします。

平成28年度臨時福祉給付金

支給対象者 平成28年度の市町村民税が非課税の人

※住民税において課税者に扶養されている人、生活保護を受給している人は除きます。

障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）

支給対象者 平成28年度臨時福祉給付金の対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人

※高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を受給した人は対象外となります。

申請方法

対象と思われる人に町役場から申

請書を送付しています。支給される可能性がある人は必要事項を記入・押印のうえ、添付書類（本人確認書類、通帳の写しなど）と合わせて、同封の返信用封筒でご返送ください。

※提出された申請書に基づき、必要な審査を行い、その結果で支給（不支給）の決定を行います。結果は後日郵送します。

※対象と思われる人で申請書が届かなかった人は、お問い合わせください。

※事業内容については、町ホームページまたは広報10月号の折込チラシなどをご確認ください。

申請受付窓口
田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部（健康福祉課内）

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、町や警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。